

経済・金融 フラッシュ

毎月勤労統計 13年10月 ～製造業の所得環境は改善基調へ～

経済研究部 研究員 押久保 直也

TEL:03-3512-1838 E-mail: oshikubo@nli-research.co.jp

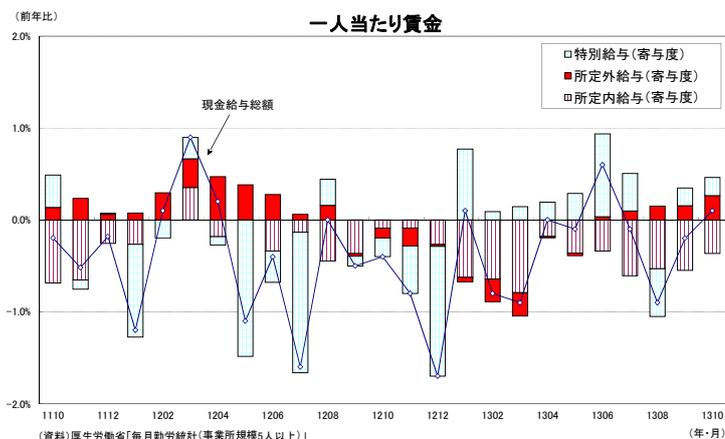
1. 現金給与総額は前年比で4ヶ月ぶりに増加

12月3日に厚生労働省から発表された2013年10月の毎月勤労統計（速報）によると、10月の現金給与総額は前年比0.1%（9月：前年比▲0.2%）となり、4ヶ月ぶりに増加した。ただし、毎月勤労統計は速報から確報になる際に、現金給与総額は下方修正（過去6ヶ月の平均▲0.2%）される傾向があることに留意する必要がある。過去6ヶ月平均の修正幅を当てはめると、10月の確報では現金給与総額は前年比▲0.1%とマイナス圏に留まるだろう。

その内訳を見てみると、所定外給与は前年比5.4%と増加したものの、ウェイトの大きい所定内給与は前年比▲0.4%と16ヶ月連続で減少したため、定期給与（所定内給与＋所定外給与）は前年比▲0.1%と16ヶ月連続で減少した。一方で、特別給与は前年比3.2%と2ヶ月連続で増加している。

業種別に見てみると、電気・ガス業の現金給与総額は前年比2.0%（9月：前年比0.3%）、不動産・物品賃貸業の現金給与総額は前年比6.6%（9月：前年比2.3%）と大幅に増加した上、製造業の現金給与総額も前年比1.3%（9月：前年比0.5%）となり、2ヶ月連続で増加した。一方、金融業、保険業の現金給与総額は前年比▲0.9%（9月：前年比▲1.4%）、生活関連サービス業の現金給与総額は前年比▲1.8%（9月：前年比▲3.0%）と減少した。製造業の現金給与総額の内訳を見てみると、特別給与が前年比30.1%となった上、定期給与が前年比0.9%と3ヶ月連続で増加している。鉱工業生産が緩やかな回復基調を示していることを背景に、所定外労働時間（季節調整済）が10月に前月比1.0%と3ヶ月連続で増加したことで、所定外給与が前年比8.6%と大幅に増加したことが、定期給与の増加に寄与した。消費税率引き上げ前の駆け込み需要を受け、今後も自動車などの耐久財を中心に鉱工業生産の回復が続くことが見込まれるため、製造業の給与は増加し続けていくだろう。

所得環境は、景気回復に伴い所定外給与が増加したことで、現金給与総額が前年比で4ヶ月ぶり



に増加したものの、所定内給与が前年比で16ヶ月連続減少するなど、未だ低迷が続いている。ただし、企業収益の改善を背景とした冬のボーナス増加への期待感や5年ぶりのベア要求の決定などから、先行きの所得環境は次第に改善に向かうだろう。

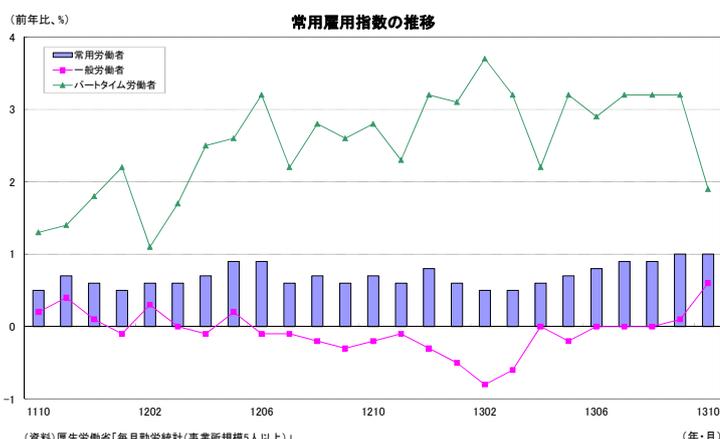
2. 常用雇用者数は緩やかな増加基調が続く

10月の常用雇用者数は前年比1.0%（9月：前年比1.0%）となり、緩やかな増加基調が続いている。その内訳を見てみると、一般労働者は前年比0.6%と減少基調から脱しつつある中、パートタイム労働者は前年比1.9%と増加基調が続くなど、雇用環境に回復の兆しがみられる。

ここ最近まで明確に見られた給与水準の高い一般労働者（正規雇用）を減らし、その分を給与水準の低いパートタイム労働者（非正規雇用）で賄おうとする動きが緩和しているように見える。ただし、毎月勤労統計は速報から確報になる際に、一般労働者は下方修正（過去6ヶ月の平均▲0.3%）、パートタイム労働者は上方修正（過去6ヶ月の平均0.9%）される傾向がある。過去6ヶ月平均の修正幅を当てはめると、10月の確報では一般労働者は前年比0.3%、パートタイム労働者は前年比2.8%となる。速報から確報への統計上のクセを考慮しても基調が変わりつつある。

業種別に見てみると、10月の常用雇用者数は、高齢化の進展に伴う需要の増加を背景として、医療福祉で前年比3.3%増加し、飲食サービス業等で前年比3.2%増加する一方で、一般労働者を中心に、製造業で前年比▲1.2%減少し、電気・ガス業で前年比▲4.0%減少した。総務省の労働力調査では製造業の雇用環境に改善の兆しがみられるものの、厚生労働省の毎月勤労統計では製造業の雇用環境は未だに厳しい。また東日本大震災からの復興需要、2012年度の大規模補正予算の執行、住宅投資への消費増税前の駆け込み需要を背景に建設業は前年比2.5%と20ヶ月連続で増加している。

今後は公共投資や住宅投資が高水準を維持することで、建設業の雇用の更なる増加が見込まれるほか、鉱工業生産が持ち直しに向かうことで、製造業の雇用も少しずつ持ち直しに向かうとみられる。



(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。